

江戸川区国民健康保険ハンドブック

1 日本の医療保険制度

私たちは、ふだん健康であっても、いつどんな病気やけがをするかわかりません。病気やけがをして医療機関で診療を受けたときは、高額な費用がかかります。

そのため、日本では、医療費の負担を少しでも軽くするために、皆さんの所得に応じて保険料を出し合い、病気やけがにそなえるための助け合いの医療保険制度があります。

日本国内で住民登録している人はすべて、いずれかの公的医療保険に加入しなければなりません。国民健康保険(国保)は、その医療保険制度の一つです。他には、会社などで働く人と、その家族が加入する被用者保険や、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度などがあります。

国保の各種届出を行う義務、保険料の納付義務は世帯主が負います。世帯主とは世帯を構成する人のうち、その世帯を主宰する人のことです。単身世帯の場合は、その人が世帯主になります。

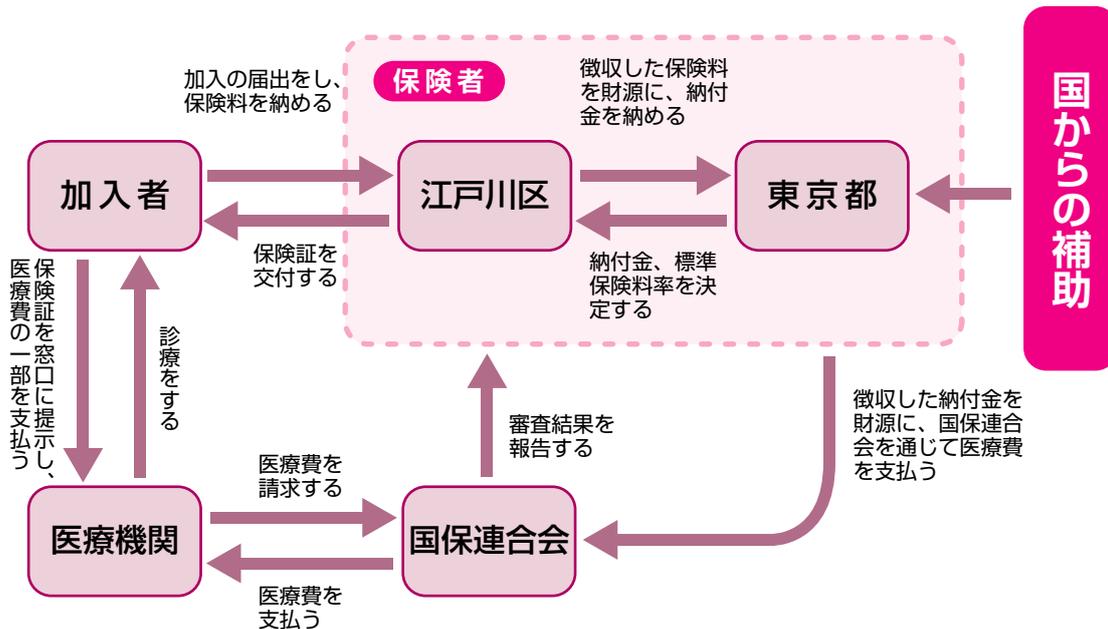
国保の加入や脱退の届出は、必ず行ってください。加入や脱退の届出が遅れると、保険で医療機関の診療を受けられなかったり、保険料の計算や精算ができません。

2 国保のしくみ

各種届出は、区民課・各事務所の保険年金係窓口です。



国保は、東京都と江戸川区がともに保険者となって運営しています。保険者である江戸川区は、加入者の皆さんに納めていただいた保険料や、国や東京都からの補助金などをもとに、医療費の支払いなどの事業を行っています。皆さんは、医療機関で診療を受けたときには、医療費の一部を医療機関の窓口で支払うことになります。残りの医療費は、国保が、医療機関に支払います。



3 加入資格

江戸川区に住んでいて3か月を超える在留期間が決定され、住民登録をしている人は、国保に必ず加入しなければなりません。

ただし、次に該当する人は加入できません。

1. 会社の健康保険などの他の保険に加入している人
2. 家族が働いている会社などの健康保険に、扶養家族として加入できる人
3. 後期高齢者医療制度に加入している人(原則75歳以上)
4. 生活保護を受けている人
5. 在留資格が「特定活動」の人のうち、医療を受けることまたは観光を目的として入国した人、およびその同行者



4 国保に加入すると

①国民健康保険被保険者証(保険証)が1人に1枚ずつ交付されます

医療機関に行くときは、保険証を必ず持って行きましょう。また、保険証の貸し借りはできません(法律で罰せられます)。保険証の有効期限は、在留期間(満了日)の翌日です。ビザの更新をしたときは、期限が切れた保険証とパスポートと在留カードをお持ちいただき、区民課・各事務所の保険年金係窓口で更新手続きをしてください。令和6年12月2日以降、保険証はマイナンバーカードと一体化され紙の保険証は交付されなくなります。国保のまま資格に変更がない方は、現在お持ちの保険証を有効期限までお使いになれます。マイナンバーカードをお持ちでない方には、保険証にかわる資格の確認書を交付します。



②保険料を納めていただく義務が生じます

国保の加入者は、人数や所得などに応じて保険料を納めていただきます。国保は加入者が保険料を出し合い、医療機関で診療を受けたときなどの費用に充てる助け合いの制度です。

国保に加入すると、保険で診療を受ける「権利」とともに、保険料を納めていただく「義務」が生じます。必ず納付期限までに保険料を納付してください。納付期限までに納付していただかないと延滞金が発生します。この措置は納付期限までに保険料を納付した加入者との公平を図るために設けられたものです。なお、保険料の納付義務者は世帯主です。(⇒12を参照)

5 介護保険制度

介護サービスの内容などについては、区役所介護保険課(03-5662-0309)にお問い合わせください。



介護保険制度は、介護を必要とする状態になった人が尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を送れるように必要なサービスを提供する仕組みを、社会全体で支える制度です。介護サービスを利用するには、認定を受ける必要があります。3か月を超えて日本に滞在する40歳以上の人は、原則としてすべての人が介護保険に加入し、介護保険の保険料を納めていただきます。

★40歳～64歳の人：“介護分”として国民健康保険料と合わせて納めていただきます。

★65歳以上の人：年金から納めていただくか、江戸川区からお送りする納付書で国民健康保険料とは別に納めていただきます。

6 届出が必要なとき

次のときには、必ず14日以内に区民課・各事務所の保険年金係窓口で届出を行ってください。



◆届出の際は必ず「パスポート」「在留カード」と「マイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードなど)」をお持ちください。

①加入の届出 次に該当する場合は国保の被保険者になります。

1. 江戸川区に転入または入国したとき
2. 会社などの健康保険をやめたとき(資格喪失証明書または退職証明書、離職票をお持ちください。)
3. 生活保護を受けなくなったとき(保護廃止決定通知書をお持ちください。)
4. 子どもが生まれたとき(母子健康手帳をお持ちください。)
5. 新たに3か月を超える在留資格が許可されたとき

※家族がすでに国保に加入している場合は、国保に加入している人の保険証をお持ちください。また、初めて国保に加入する場合には、保険料口座振替用の通帳、通帳の届出印、キャッシュカードを必ずお持ちください。

②脱退の届出 次に該当する場合は国保の被保険者ではなくなります。必ず保険証を返却してください。

1. 江戸川区から転出または出国するとき
※国外への転出届をすると出国日の翌日から保険証は無効となります。
なお、届出をせずに住民票が残っていると、保険料がかかり続けてしまいます。
2. 会社などの健康保険に加入したとき(会社などの健康保険証をお持ちください。)
3. 生活保護を受けたとき(保護開始決定通知書をお持ちください。)
4. 死亡したとき

③その他の届出

1. 住所、氏名、世帯主などが変わったとき、日本の国籍を取得したとき
2. 在留資格・在留期間を変更・更新したとき
3. 保険証をなくしたとき

※1・2に該当する場合は、保険証の更新手続きが必要です。



7 加入の届出が遅れると

国保に加入しなければならないのに加入の届出が遅れると、保険料を最長で2年度分さかのぼって納めていただかなければならなくなったり、保険証がないためにその間の医療費が全額自己負担になることがあります。

8 脱退の届出が遅れると



国保の被保険者の資格がなくなっているのに国保の保険証を使って診療を受けてしまうと、江戸川区が負担した医療費をあとでお返しいただくことになります。また、会社の健康保険などに加入しても国保の脱退の届出がない場合、会社の健康保険料と国保の保険料を二重に納めることにもなりかねません。国保の被保険者の資格がなくなったら、直ちに脱退の届出をしてください。

次の場合には、保険証を持っていても無効になり、医療機関などで使用できません。万一、保険証を使用した場合は、江戸川区へ医療機関に支払った医療費をお返しいただくことになります。

1. 保険証の有効期限が切れているとき
2. ビザの更新後に保険証の更新手続きをしていないとき
3. 住所を他の区市町村に移すときに、さかのぼって住所異動をすると、さかのぼった日付から保険証が無効になります。転出先の区市町村の国保に加入しなおしてください。

9 保険料は資格を得た月から発生します

国保に加入したら必ず保険料を納めていただく義務があります。



保険料を納めていただくのは、国保の被保険者の資格を得た月の分からで、加入の届出をしたときからではありません。加入の届出が遅れると、最長で2年度分さかのぼって保険料を納めなくてはなりません。たとえば1月に会社をやめて8月に国保の加入の届出をした場合、保険料は届出をした8月分からではなく、1月分から納めていただきます。

10 保険料の決め方は

○保険料の計算方法(2024年度)

2023年1月1日～2023年12月31日の所得をもとに、2024年6月に決まります。

①医療分保険料(国保財政の基礎財源)

[所得割額] 加入者全員の2023年中の所得※の合計×9.40% + [均等割額] 加入者数×51,600円 = 年間(4月～翌年3月)の医療分保険料
★年間の限度額は65万円

②後期高齢者支援金分保険料(後期高齢者医療制度への支援金)

[所得割額] 加入者全員の2023年中の所得※の合計×3.15% + [均等割額] 加入者数×17,400円 = 年間(4月～翌年3月)の支援金分保険料
★年間の限度額は24万円

③介護分保険料(40～64歳の方の介護保険料)

[所得割額] 40～64歳の加入者全員の2023年中の所得※の合計×2.63% + [均等割額] 40～64歳の加入者数×18,000円 = 年間(4月～翌年3月)の介護分保険料
★年間の限度額は17万円

| 前年の合計所得金額 | 基礎控除 |
|-------------------------|----------|
| ～24,000,000円 | 430,000円 |
| 24,000,001円～24,500,000円 | 290,000円 |
| 24,500,001円～25,000,000円 | 150,000円 |
| 25,000,001円～ | 0円 |

※所得割額の計算のもとになる所得は、前年の所得の合計から基礎控除を引いた額です。前年の合計所得金額が2,400万円を超える方は、金額によって基礎控除の金額が異なります。

○保険料均等割額の減額

前年の所得が一定基準以下の世帯は保険料均等割額が減額されます。減額に該当するか否かは、世帯の総所得金額などにより判定します。なお、小学校に入学する前のお子さん(2024年度は2018年4月2日以降生まれ)の保険料均等割額は5割に減額されます。

○産前産後期間の保険料の免除

2024年1月から出産した国保の被保険者の保険料免除が始まりました。出産予定日の6か月前から届出ができます。国保に加入している出産した方または出産予定の方(妊娠85日(4か月)以上の出産、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)の保険料を免除します。出産(予定)月の前月から4か月分(多胎出産は3か月前から6か月分)が免除されます。

免除後の金額が限度額を超える場合は保険料の変更はありません。

○特別区民税・都民税の申告をしましょう

所得のない人(学生など)も特別区民税・都民税の申告は必要です。2024年の1月1日現在に住んでいた区市町村へ申告をしてください。

○年度の途中で国保に加入あるいは脱退したときは

年度(2024年4月1日～2025年3月31日)途中に、国保に加入あるいは脱退により、加入者数に異動があった場合には国保加入の月数により保険料を再計算し、保険料を増額または減額(還付)します。

○江戸川区に転入したときは

転入などで新しく江戸川区の国保に加入した人については、前住所地の役所に前年の所得を調査します。前住所地からの回答がありしだい保険料を再計算して通知するため、保険料があとで変更になる場合があります。



11 保険料の納め方は

保険料の納付は口座振替でお願いします。



1年度分(4月～翌年3月の12か月分)の保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納めていただきます。

保険料の納付は、口座振替でお願いします。区民課・各事務所の保険年金係窓口に必要な対象金融機関のキャッシュカードと保険証をお持ちいただくと、その場で口座振替登録ができます。

[対象金融機関] みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・東日本銀行・朝日信用金庫・興産信用金庫・東京東信用金庫・東栄信用金庫・小松川信用金庫・ゆうちょ銀行

上記以外の金融機関を利用する場合は、口座振替依頼書(専用はがき)を記入の上、郵送または窓口にて提出してください。

納付書による納付の場合は、6月に6月から翌年3月までの月ごとの納付書10枚と6月から翌年3月の1年分の一括納付書を1枚、計11枚の納付書を世帯主あてにお送りします。金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

加入者全員が65歳～74歳の世帯の保険料は、原則として世帯主の年金から納めていただきます。

12 保険料を滞納すると

保険料の納付に困ったときは、お早めにご相談ください。



○督促状・催告書の送付

保険料は必ず納付期限までに納めてください。納付期限を過ぎても納めていただけない場合は、督促状や催告書をお送りします。ただし、保険料を納めていただいてから江戸川区で入金を確認できるまでに2週間ほどかかるため、行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。

○滞納処分

保険料の滞納を続けた世帯には、法令に基づき財産の調査を行い、滞納処分(差押・取立)を行う場合があります。滞納処分(差押・取立)とは、法令に基づき個人の財産(預貯金・給与・生命保険など)を強制的に徴収することです。

○短期被保険者証の交付

保険料の滞納を続けると、通常の保険証より有効期限が短くなります。※令和6年12月2日以降保険証の廃止に伴い交付されなくなります。

○被保険者資格証明書の交付

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納を続けた場合、保険証を返却していただき、かわりに資格証明書が交付されます。この場合、医療機関にかかるときの医療費はいったん全額を自己負担していただきます。※令和6年12月2日以降資格証明書に代わり特別療養費の支給に係る事前通知書が交付されます。

○給付の差し止め

保険料の滞納が続くと、保険給付の全部または一部を差し止め、滞納している保険料に充てる場合があります。

○延滞金の徴収

納付期限内に保険料を納付されなかった場合、納付期限の翌日から納付までの日数に応じた延滞金がかかります。

○在留資格の変更や在留期間への影響

保険料の滞納は審査の対象となり、在留資格の変更や在留期間の更新ができないことがあります。

13 国保(保険証)が使えないとき

次のような場合は、国保の対象外となりますので、ご注意ください。

1. 健康診査、人間ドック(16国保で受けられる健診を除く)
2. 予防接種
3. 正常な妊娠、出産
4. 工作中・通勤途中の病気やけが

※接骨院、整骨院、マッサージ、はりきゅうは、国保が使える場合に限られます。

※工作中・通勤途中の病気やけがは、原則として労災保険の対象になります。

※交通事故など、他人の行為による病気やけがの診療に国保を使う場合は、届出が必要です。

14 海外療養費の申請

日本に居住している方で、旅行などで渡航し、緊急かつやむを得ず診療を受けた場合にのみ対象となります。治療を予定して渡航した場合や、日本国内で保険診療とならない医療行為は対象となりません。

診療を受けた人が日本に帰国してから申請してください。申請できる期間は、事由が発生した日の翌日から2年です。

支給額は、日本で診療を受けた場合の標準額と実際に海外で支払った医療費を比較し、少ない方の額を基準に算定します。海外の公的保険が適用になる場合は、療養費が支給されない場合があります。

申請に必要なもの

1. 世帯主と診療を受けた人のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの
2. 窓口にお越しになる人の本人確認ができるもの
3. 診療を受けた人の保険証
4. 診療を受けた人のパスポート

※治療に関わる渡航期間について、日本の出入国と治療を受けた国の出入国が確認できるもの

※出入国審査の自動化ゲートなどを利用し、パスポートに出入国証印(スタンプ)がない場合は、搭乗券の半券、搭乗証明書、法務省の出入国管理記録などを追加で提出してください。

5. 診療内容明細書と日本語の翻訳文
6. 領収明細書と日本語の翻訳文
7. 領収書と日本語の翻訳文
8. 世帯主の印かん(朱肉を使うもの)
9. 世帯主の口座番号がわかるもの

海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の不正防止のため、支給申請に対する審査を強化しています。不正請求の疑いがあると判断した場合には、関係機関と連携し厳正な対応を行います。

15 出産育児一時金の支給(50万円) ※令和5年3月31日までの出産については、42万円が支給されます。

被保険者が出産(妊娠85日以上)したときに、世帯主に出産育児一時金が支給されます。

【直接支払制度及び受取代理制度】

出産育児一時金を国保が医療機関に支払う制度です。出産費用が50万円を超える場合は、その差額分を医療機関へお支払いください。希望される場合は出産をする医療機関にご相談ください。(直接支払制度及び受取代理制度を実施していない医療機関もあります。)

【直接支払制度及び受取代理制度を利用しない場合】

出産後に世帯主が江戸川区に出産育児一時金の申請を行い、江戸川区が世帯主の口座に振り込みます。(申請から支給されるまで約1か月かかります。)申請できる期間は、出産した日の翌日から2年です。

なお、日本に居住している方が対象になります。海外で出産した場合は、出産した人が日本に帰国してから申請してください。

申請に必要なもの

1. 世帯主と出産した人のマイナンバーカード(個人番号)を確認できるもの
2. 窓口にお越しになる人の本人確認ができるもの
3. 出産した人の保険証
4. 母子健康手帳
5. 出産費用がわかる領収書・明細書など
6. 世帯主と医療機関が直接支払制度を利用しないことに合意した文書
7. 世帯主の口座番号がわかるもの

8. 海外で出産した場合は、出産した人の出入国の記録がわかるパスポート・出産証明書と日本語の翻訳文など



海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の不正防止のため、支給申請に対する審査を強化しています。不正請求の疑いがあると判断した場合には、関係機関と連携し厳正な対応を行います。

16 国保で受けられる健診

○国保健診(特定健診・特定保健指導)

40歳～74歳の加入者(入院中・妊産婦・施設で生活している人は除く)を対象に、生活習慣病の予防・早期発見を目的とした無料の健康診査を行っています。検査項目は、身体計測・血液検査・血圧測定・尿検査・問診などです。対象の人には受診券をお送りします。

※年齢によって健康診査の受診時期や会場が異なります。

17 留学生の皆さんへ

①国保は、皆さんに保険料を納めていただくことで成り立っている制度です。これにより、医療費の一部を負担するだけで、病気やけがの治療を受けられます。日本では、すべての人がいずれかの公的医療保険に加入する義務があります。(留学生保険や医療給付付き生命保険または旅行傷害保険は、私的健康保険です。)医療機関に行かないから保険料は納めない、ということはありません。

②保険料は必ず納付期限までに納めてください。事情があつて保険料を納められないときは、お早めに区民課・各事務所の保険年金係窓口で、納付についてご相談ください。

③保険証は在留資格が有効な間だけ使用できます。在留資格が切れると保険証は使えません。在留資格を更新した場合は、必ず区民課・各事務所の保険年金係窓口で、保険証の更新手続きも行ってください。

④入国した年度の保険料は、すぐに確定しません。区民課・各事務所の保険年金係窓口で、前年の所得を申告していただいたあとに再計算し、確定します。確定した保険料は郵送でお知らせします。入国した翌年からは、所得の有無にかかわらず、毎年2月中旬から3月15日までに区役所課税課で所得の申告をしてください。所得の申告がされていないと、保険料均等割額の減額ができないなど、保険料が正しく計算できません。

⑤入国した年度の保険料が低くても、アルバイトなどの給与収入等がある人は、翌年度の保険料が高くなる場合があります。収入の一部は翌年度の保険料のために貯蓄しておく心安心です。留学生減免という制度はありません。

※保険料の決め方・納め方は「[10 保険料の決め方は](#)」「[11 保険料の納め方は](#)」をご覧ください。

お問い合わせ先 ※お問い合わせは、日本語ができる人を介してお願いします。

| | | | |
|-----|-------|-----------|--------------|
| 区役所 | 区民課 | 保険年金係 | 03-5662-6823 |
| 小松川 | 事務所 | 保険年金係 | 03-3683-5185 |
| 葛西 | 事務所 | 保険年金係 | 03-3688-0438 |
| 小岩 | 事務所 | 保険年金係 | 03-3657-7876 |
| 東部 | 事務所 | 保険年金係 | 03-3679-1128 |
| 鹿骨 | 事務所 | 保険年金係 | 03-3678-6116 |
| 区役所 | 医療保険課 | 国民健康保険資格係 | 03-5662-0560 |
| 区役所 | 医療保険課 | 国民健康保険給付係 | 03-5662-8053 |
| 区役所 | 医療保険課 | 収納係 | 03-5662-0795 |
| 区役所 | 医療保険課 | 庶務係 | 03-5662-0540 |
| 区役所 | 健康推進課 | 健診係 | 03-5662-0623 |